

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
令和4年度に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）

	2022年		2023年		2024年		2025年		2026年		2027年	
	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1
現在の有効期限	(2022年度)		(2023年度)		(2024年度)		(2025年度)		(2026年度)		(2027年度)	
① 2022年3月31日以前の者 (未更新者降格)	→ (都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)											
② 2023年3月31日の者 (期限内に更新)	0年		1年		2年		3年		新有効期限 (2026. 3. 31)			
③ 2024年3月31日以降の者 (期限内に更新)	0年		0年		1年		2年		3年		新有効期限 (2027. 3. 31)	

- (注) 1. ②の者は2022年度内に更新をしなければ、2022年4月1日以降は降格となる。
2. 2022年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
3. 2023年3月31日が有効期限の者が2022年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2027年3月31日となる。